

マンション管理士試験に合格された皆様へ

一般社団法人東京都マンション管理士会
理事長 親泊 哲

難関のマンション管理士試験に合格された皆様、おめでとうございます。
合格までのご努力に対し、心より敬意を表します。

私共、一般社団法人東京都マンション管理士会（以下「当士会」）は、マンション管理士会の全国組織である[一般社団法人日本マンション管理士会連合会](#)（以下「日管連」）が推進したマンション管理士会（会員会）の組織整備・再編に応じ、東京都を本拠とするマンション管理士が加入する新たな団体として、2015年1月に設立されたマンション管理士の団体です。

会員のマンション管理士の人数は2022年12月現在390名で、日管連の会員会中、最多の構成員を擁します。

会の事業の柱は、[定款](#)第7条第1項に定められた「マンション管理士の業務活動に対する支援」と「マンション管理士制度の普及、周知」です。

いずれの事業についても、日管連や東京都及び関係団体との連携・協力によって幅広く充実したものとなる関係にあります。

まず、「マンション管理士の業務活動に対する支援」とは、会員を対象とした研修の実施、会報の発行、電話相談制度のほか、支部・専門委員会や研究会・座談会の運営を通じた会員同士の交流や、管理組合の依頼に応じた会員マンション管理士の紹介などの事業になります。

特に、マンション管理組合から当士会に対して寄せられる会員マンション管理士の紹介依頼の件数は、年を追うごとに増加する傾向にあります。

また、会員マンション管理士の業務活動に対する支援に資する事業の範囲は、日管連が事業主となる「国土交通省補助事業」「マンション管理適正化診断サービス」や、公益財団法人マンション管理センターが新築マンションの管理計画案を認定する予備認定の「適合確認」など多岐に及びます。

これらについては、マンションが最も多い東京都にあって当士会の会員マンション管理士の担当件数が全国で最も多く、担い手となる多くの会員が常に求められています。

このほか、日管連の会員会に所属しているマンション管理士のみが加入することのできる「マンション管理士賠償責任保険」や、管理組合に安心してマンション管理士を第三者管理者や役員として活用してもらうための日管連の施策「管理組合損害補償金給付制度」を利用し得る点は、マンション管理士としての業務展開上の確実な優位性につながります。

他方、「マンション管理士制度の普及、周知」に関する事業の大半は、東京都及び外郭団体、都内の区市のマンション施策の推進協力者となること（自治体等との連携）を通じて行われます。

令和4年度には、東京都を含む30の自治体等との間で施策の推進協力に関する契約・協定を締結し、多くの会員が調査や啓発の実務を担い、都内の多くのマンション関係者に対して、マンション管理士という資格者の存在とその活用の有用性を知らしめています。

特に、東京都では、平成31年3月に都内のマンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、[東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例](#)が制定・公布されました。

この条例の第15条から第18条までの規定に基づく[管理状況届出制度](#)の運用（事務の実施主体は区市）が令和2年4月に開始されて以来、多くの区市から当士会に対し「管理不全の兆候があるマンション」や「未届マンション」に対する調査が委託されています。

また、東京都のマンション施策の企画・立案の基礎資料につながる重要な事業が毎年のように当士会に対して委託されています。直近の令和4年度に委託された「第三者管理者方式等に係る分譲マンションの管理適正化支援調査」については、実務経験が豊富な会員マンション管理士と実務経験の蓄積が求められる会員マンション管理士のペアで、対象のマンションに対する支援や調査に対応しています。

この方面に関しても、将来にわたり安定継続的に東京都等のマンション施策の推進協力に対応していくため、多くの当士会の会員が求められています。

行政施策の推進協力を通じた調査その他の業務に尽力する会員マンション管理士には、相応の報酬も支払われます。

マンション管理士として何も行動を起こさなければ、マンションや管理組合の関係者と接する機会もおそらくないと予想されますが、当士会の会員マンション管理士として行政施策の推進協力の最前線を担っていただくことで、必然と多くのマンションや管理組合の関係者と接する機会が得られ、この経験の蓄積と個々の継続的な努力により、いずれ多種多様な相談や業務に対応することも可能になります。

そうした関係から、行政施策の推進協力という事業活動は、当士会の目的である「マンション管理士の業務活動に対する支援」と「マンション管理士制度の普及、周知」を同時に達成し得るものであるとご理解下さい。

マンション管理適正化法に基づく管理計画認定制度の運用が令和4年4月からスタートしました。令和5年度以降には運用を開始する東京都内の自治体がさらに増えるとともに、認定の取得を目指すマンション管理組合も相当数にのぼると予想され、マンション管理士の役割が一層重要になることは、改めて言うまでもありません。

マンション管理士としてデビューされる皆様におかれましては、ぜひ当士会の会員となられ、当士会の事業活動の仕組みをマンション管理士としての実務経験の蓄積や業務展開に役立てていただくとともに、マンション行政の最先端をゆく東京都の施策の推進の一翼を担っていただきたいと思います。

恒例の入会説明会については、本年も1月中旬から感染防止対策を考慮した少人数制で開催してまいります。参加を希望される皆様は、[専用フォーム](#)からお申し込み下さい。

皆様の当士会へのご入会を心よりお待ちしております。

2023年1月5日